

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業)南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(129,395) 191,224(千円)		全体事業費	(291,950) 314,882(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。</p> <p>これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。</p> <p>本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30年度> 概要: 1 農業用排水施設等の保全管理 一式(10施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式(10施設) (10施設内訳) ・排水機場・・・・・・・・・・8箇所(金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部) ・海岸保全施設(樋門)・・・2箇所(金沢、雫)</p> <p><平成31年度以降> 継続して事業実施予定</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。</p>					
関連する事業の概要					
<p>南相馬地区直轄特定災害復旧事業...小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 ...金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫樋門</p>					

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)南相馬地区	事業番号	(5) - 4 0 - 2
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(309,300) 310,718(千円)	全体事業費	(309,300) 310,718(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積土砂が年々蓄積したことで、堆砂容量も少なくなっている現状から、堆積している汚染土砂の流出が懸念される等、維持管理に支障が生じている。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握)</p> <p>詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握)</p> <p>対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定</p> <p>汚染拡散防止対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>対象ため池: 507箇所(29年度までに505箇所申請済)</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流の盛んなまちづくり】</p> <p>基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興に取り組みます</p> <p>施策の展開 農畜産業の生産基盤の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30年度></p> <p>基礎調査</p> <p>市内の農業用ため池(鉄山ダム)及び市外の市管理農業用ため池(風兼ダム)を対象に、水質・底質・空間の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。</p> <p>2箇所の基礎調査を実施する。(モニタリング調査、利用実態調査)</p> <p><平成30~32年度></p> <p>調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 詳細調査(平成27年度の未実施・追加分など)2. 対策工の検討・設計 <p>(1) ため池の基本情報整理</p> <p>(2) 放射性物質の影響評価(現場踏査~空間線量測定~水質調査~底質調査)</p>					

(3) 対策工の必要性及び対策工の検討(排出土の扱い検討も含む)

3. 対策推進計画策定

4. 対策工

地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生することによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業...八沢地区、右田海老地区、真野地区、金沢・北泉地区、
原町東地区、原町南部地区
農山村地域復興基盤整備総合整備事業 ...押釜地区、馬場西地区、深野北地区、飯崎地区、小高東部地区、
鹿島西部地区、南屋形地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(南相馬小高地区)	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(21,015) 44,922(千円)		全体事業費	(84,060) 92,736(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1)事業の概要 <p>本事業の対象となる小高区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p>					
(2)事業量 <p>農業用水利施設等の保全</p> <p>1) 農道 N = 178 路線</p> <p>2) 農業用排水施設等(頭首工・揚水機場) N = 93 地区 (ため池) N = 92 地区</p>					
(3)復興計画への位置づけ <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56</p> <p>・基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30年度></p> <p>・農業用水利施設等の保全</p> <p>1) 農道 N = 166 路線</p> <p>2) 農業用排水施設等(頭首工・揚水機場) N = 86 地区 (ため池) N = 92 地区</p> <p><平成31年度以降></p> <p>継続して実施予定</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>農用地や農業用施設の保安全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の5年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。</p> <p>避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が</p>					

不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。

関連する事業の概要

--

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	渋佐・萱浜幹線排水路改修事業	事業番号	(5) - 40 - 15
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(15,950) 298,100(千円)		全体事業費	495,950(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稲作付面積が約 2,120ha あったが、震災後は避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域を含め市全域で作付け休止の状況にあった。平成 25 年度から実証栽培が実施されたものの平成 29 年度は約 1,140ha にとどまっている。</p> <p>大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理が適切に行われ、渋佐・萱浜幹線排水路も地元の水利組合によって適切な管理が行われていたが、原子力災害の影響により農業用施設を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な維持管理が不能となった。</p> <p>このことにより施設の劣化や損傷が拡大し、豪雨時に越水することが危惧されており農業のみならず地域防災の面においても悪影響を及ぼしている。</p> <p>原町区上渋佐、下渋佐地区の農地約 31ha を受益地とする農業用施設(幹線排水路)の機能を向上させ、農地の湛水不安を解消することによって、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促す必要がある。</p> <p>このことによって、避難している市民の早期帰還を促進し、農村地域の再生加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>基幹水利施設の整備</p> <p>渋佐・萱浜幹線排水路の改修</p> <p>改修内容 護岸矢板による排水路改修 L = 800m</p> <p>申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添 1 第 2(4) 農地防災事業 別添 1-6 第 2 取扱い別紙 1 ため池等整備事業 1(5)ア 用排水施設整備工事</p> <p>要件 2(2) 小規模事業イ (受益面積 31ha)</p> <p>【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の復興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>排水路改修工事 L = 450m</p> <p><平成 31 年度></p> <p>排水路改修工事 L = 350m</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的な管理を行っているため、地域の再生を加速するためには、本事業					

業導入によって農業用水利施設を整備し、営農意欲を高めていく必要がある。

本地区については、全量生産出荷管理区域から全戸生産出荷管理区域になったものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業 (小高区農業施設)(基金型)	事業番号	(5) - 40 - 17										
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)											
総交付対象事業費	368,028(千円)	全体事業費	368,028(千円)												
帰還環境整備に関する目標															
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 29 年度の水稲作付予定面積は、約 21ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の補修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>															
事業概要															
<p>(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための補修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量 農業用施設の補修</p> <table><tr><td>1) 頭首工修繕工事</td><td>2 箇所(大井頭首工、宮下頭首工)</td></tr><tr><td>2) 用排水路修繕工事</td><td>3 路線(大井用水路、宮下用水路、西内排水路)</td></tr><tr><td>3) サイフォン修繕工事</td><td>1 箇所(宮田川サイフォン)</td></tr><tr><td>4) ゲート修繕工事</td><td>2 箇所(立体橋北堰、沼田堰)</td></tr><tr><td>5) 取水設備修繕工事</td><td>1 箇所(長神前ため池)</td></tr></table> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と復興</p>						1) 頭首工修繕工事	2 箇所(大井頭首工、宮下頭首工)	2) 用排水路修繕工事	3 路線(大井用水路、宮下用水路、西内排水路)	3) サイフォン修繕工事	1 箇所(宮田川サイフォン)	4) ゲート修繕工事	2 箇所(立体橋北堰、沼田堰)	5) 取水設備修繕工事	1 箇所(長神前ため池)
1) 頭首工修繕工事	2 箇所(大井頭首工、宮下頭首工)														
2) 用排水路修繕工事	3 路線(大井用水路、宮下用水路、西内排水路)														
3) サイフォン修繕工事	1 箇所(宮田川サイフォン)														
4) ゲート修繕工事	2 箇所(立体橋北堰、沼田堰)														
5) 取水設備修繕工事	1 箇所(長神前ため池)														
当面の事業概要															
<平成 30～31 年度>															
1) 頭首工修繕工事	2 箇所	2) 用排水路修繕工事	3 路線												
3) サイフォン修繕工事	1 箇所	4) ゲート修繕工事	2 箇所												
5) 取水設備修繕工事	1 箇所														

地域の帰還環境整備との関係

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である頭首工、用水路及び排水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。
--

関連する事業の概要

--

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--